

記入にあたっての注意点

- ① 記載例をご覧の上、ボールペン等でご記入下さい。
- ② 共済金の請求には領収書コピーまたは診療明細書コピーを添付してください。
※診断書については以下のように変更がありますのでご注意ください。

重要

請求に必要な添付書類の変更について

2024年度契約期間に発生したけがに適用	<ul style="list-style-type: none">●領収書コピーまたは診療明細書コピー●入院を伴う手術を行った場合は診断書
2025年度契約期間に発生したけがに適用	<ul style="list-style-type: none">●領収書コピーまたは診療明細書コピー●入院を伴う手術を行った場合は<u>診療明細書コピー</u>

- ③ 訂正がある場合は、修正液を使わずに二重線で消して訂正印をお願いします。
- ④ 複数の病院に入院や通院された場合も1枚の請求書にご記入願います。
- ⑤ お申出になっている内容およびご記入頂いた内容が事実と相違している場合には共済金がお支払できない場合がございますのでご注意ください。
- ⑥ 原則としましてケガが治った後でご請求ください。
(事故の日から180日を経過したときは治療中でも請求手続きをお取りください。)